

加算の算定状況について

(令和8年4月1日現在)

当事業所では、より良い支援体制の確保およびサービスの質の向上を目的として、障害者総合支援法に基づき、以下の各種加算を算定しております。

【就労継続支援B型】

■ 福祉専門職員配置加算（Ⅲ）

福祉に関する専門資格を有する職員を配置し、専門性を活かした支援を行っています。

■ 目標工賃達成指導員配置加算

工賃向上に向けた計画の作成および実行を行うため、専任の職員を配置し、働く力の向上を支援しています。

■ 送迎加算

通所にあたり、送迎サービスを実施しています。

■ 欠席時対応加算

体調不良等により欠席された場合でも、ご本人の状況確認や必要な支援を行っています。

【生活介護】

■ 人員配置体制加算（Ⅱ）

基準よりも手厚い人員配置を行い、安心して過ごせる支援体制を整えています。

■ 福祉専門職員配置加算

専門資格を有する職員を配置し、個々の状態に応じた支援を行っています。

■ 送迎加算

通所にあたり、送迎サービスを実施しています。

■ 欠席時対応加算

欠席時においても、ご本人やご家族への連絡・支援を行っています。

【共通（就労継続支援B型・生活介護）】

■ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

職員の処遇改善を図ることにより、支援の質の向上と安定したサービス提供に努めています。